

保育所等入所選考指数表

別表第1（第3条関係）

基礎指数表

番号	類型	項目		細目	基礎指数
1	就労（就労時間は短時間勤務制度等を利用する前の契約又は規則上の時間で判断する。）	固定就労		① 月160時間以上の就労をしている場合	20
				② 月140時間以上160時間未満の就労をしている場合	18
				③ 月120時間以上140時間未満の就労をしている場合	16
				④ 月96時間以上120時間未満の就労をしている場合	14
				⑤ 月64時間以上96時間未満の就労をしている場合	12
2	変則就労		① 月160時間以上の就労をしている場合	20	
			② 月140時間以上160時間未満の就労をしている場合	18	
			③ 月120時間以上140時間未満の就労をしている場合	16	
			④ 月96時間以上120時間未満の就労をしている場合	14	
			⑤ 月64時間以上96時間未満の就労をしている場合	12	
3	内職		① 月160時間以上の就労をしている場合	10	
			② 月140時間以上160時間未満の就労をしている場合	8	
			③ 月120時間以上140時間未満の就労をしている場合	6	
			④ 月64時間以上120時間未満の就労をしている場合	4	
4	求職活動（起業の準備を含む。）	利用申込み時点で仕事の内定又は保育所等への入所時点までに開業予定（固定就労の予定）	① 月160時間以上の就労をする予定の場合	18	
			② 月140時間以上160時間未満の就労をする予定の場合	16	
			③ 月120時間以上140時間未満の就労をする予定の場合	14	
			④ 月96時間以上120時間未満の就労をする予定の場合	12	
			⑤ 月64時間以上96時間未満の就労をする予定の場合	10	
5	求職活動（起業の準備を含む。）	利用申込み時点で仕事の内定又は保育所等への入所時点までに開業予定（変則就労の予定）	① 月160時間以上の就労をする予定の場合	18	
			② 月140時間以上160時間未満の就労をする予定の場合	16	
			③ 月120時間以上140時間未満の就労をする予定の場合	14	
			④ 月96時間以上120時間未満の就労をする予定の場合	12	
			⑤ 月64時間以上96時間未満の就労をする予定の場合	10	
6	未定	① 前職で雇用保険に加入しており、かつ、非自発的な失業により、求職中である場合	3		
		② ①以外の場合	1		
7	育児休業	育児休業	子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第9号の規定により、保護者の育児休業中に既に保育所等に在籍しながらも、育児休業を継続しながら別の保育所等へ利用申込みをした場合	1	
8	就学	就学（職業訓練や通信制大学、通信制高等学校等を含む。）	就学	① 月160時間以上の就学をしている場合	18
				② 月140時間以上160時間未満の就学をしている場合	16
				③ 月120時間以上140時間未満の就学をしている場合	14
				④ 月96時間以上120時間未満の就学をしている場合	12
				⑤ 月64時間以上96時間未満の就学をしている場合	10
9	就学	就学（職業訓練や通信制大学、通信制高等学校等を含む。）	利用申込み時点で内定	① 月160時間以上の就学をする予定の場合	16
				② 月140時間以上160時間未満の就学をする予定の場合	14
				③ 月120時間以上140時間未満の就学をする予定の場合	12
				④ 月96時間以上120時間未満の就学をする予定の場合	10
				⑤ 月64時間以上96時間未満の就学をする予定の場合	8
				⑥ 就学時間、日数等が分からない場合	1
10	出産	出産	出産予定月の前後3月である場合	16	
11	病気等	傷病	① 3月以上の入院をする場合又は常時病臥である場合	20	
			② 1月以上3月未満の入院をする場合	18	
			③ 医師から1月以上の通院加療を要すると診断された場合	15	
12	病気、障害等	障害	精神障害	① 精神障害者保健福祉手帳（障害等級1級）を所持している場合	18
				② 精神障害者保健福祉手帳（障害等級2級）を所持している場合	15
				③ 精神障害者保健福祉手帳（障害等級3級）を所持している場合	12
			身体障害	④ 身体障害者手帳（身体障害者等級表による級別が1級又は2級）を所持している場合	18
				⑤ 身体障害者手帳（身体障害者等級表による級別が3級）を所持している場合	15
				⑥ 身体障害者手帳（身体障害者等級表による級別が4級以下）を所持している場合	12
			知的障害	⑦ 療育手帳（障害の程度がA）を所持している場合	18
				⑧ 療育手帳（障害の程度がB）を所持している場合	15
			上記以外の所得税法（昭和40年法律第33号）上の障害者	⑨ ①から⑧まで以外の所得税法上の特別障害者である場合	18
				⑩ ⑨以外の所得税法上の障害者である場合	12
13	病人等を介護	介護	⑪ ①から⑩まで以外で、医師の診断書により、障害があると認められる場合	10	
			① 全介護を必要とする者（精神障害者保健福祉手帳（障害等級1級）、身体障害者手帳（身体障害者等級表による級別が1級又は2級）若しくは療育手帳（障害の程度がA）を所持している者又は要介護認定3級から5級まで程度である者）を介護している場合	16	
			② 一部介護を必要とする者（要介護認定1級又は2級程度である者）を介護している場合	13	
14	災害復旧		③ その他支援を必要とする者を介護している場合	10	
			震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	20	
15	その他	両親及び祖父母の不存在	① 両親及び祖父母が共にいない場合	42	
		両親の不存在	② 両親が共にいない場合	20	
		上記以外のその他	③ ①及び②以外で明らかに保育に当たれない場合	当該児童及び世帯の状況に応じ、別途決定する。	

（裏面に続く。）

基礎指数表の備考

- 1 1 から 1 5 までにおいて、複数の要件に該当する場合は、その中で最も高い基礎指数を選択し、決定する。ただし、1 から 5 までの複数の細目に該当する場合は、次のとおりとする。
- (1) 1 及び 2 又は 4 及び 5 の中で複数の細目に該当する場合 複数の就労先における就労時間（就労予定時間を含む。以下同じ。）を合算し、1 月当たりの就労時間を算出する。算出後、1 及び 2 の中で複数の細目に該当する場合は 1 の基礎指数を、4 及び 5 の中で複数の細目に該当する場合は 4 の基礎指数を参照し、基礎指数を決定する。
- (2) 1 及び 2 の細目が含まれておらず、4 又は 5 及び 3 の細目の両方が含まれている場合 3 における時間に 5 / 9 を乗じた上で 4 又は 5 の時間と合算し、1 月当たりの時間を算出する。算出後、4 の細目が含まれている場合は 4 の基礎指数を、4 の細目が含まれていない場合は 5 の基礎指数を参照し、基礎指数を決定する。
- (3) (1) 及び (2) 以外で複数の細目に該当する場合 3 における時間に 1 / 2 を乗じ、4 又は 5 における時間に 9 / 1 0 を乗じた上で合算し、算出する。算出後、1 の細目が含まれている場合は 1 の基礎指数を、1 の細目が含まれていない場合は 2 の基礎指数を参照し、基礎指数を決定する。
- 2 第 2 号様式において、希望順位が低くても兄弟姉妹と同じ保育所等の利用を希望している利用希望保護者の児童の場合は、その兄弟姉妹の状況により、次のように取り扱う。
- (1) 兄弟姉妹の保育所等の利用の承諾が保留となった場合は、当該児童も利用の承諾を保留するものとして取り扱う。
- (2) 兄弟姉妹が当該児童と違う保育所等の利用を決定する場合は、当該児童も兄弟姉妹と同じ保育所等を利用するものとして取り扱う。
- 3 療育手帳を交付する地方公共団体によっては、独自に C 以下の表記をしている場合もあるが、その場合は B とみなす。
- 4 1 5 ① 及び ② のいない場合とは、死亡し、行方不明となり、又は刑事施設、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合をいう。

別表第 2（第 3 条関係）

調整指数表

	項目	調整指数
加算	① ひとり親家庭の保護者（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）第 6 条第 6 項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者をいう。）等の場合（離婚協議中で公的な証明書又はそれに準ずる証明書を所持している場合及び両親が共におらず、祖父母の一方しかいない場合等を含む。）	2 2
	② 生活保護世帯の場合（利用希望保護者の一方に加算する。）	3
	③ 既に兄弟姉妹が保育所等又は幼稚園に在籍している場合において、利用申込みをしたとき（利用希望保護者の一方に加算する。）。	4
	④ 1 人の兄弟姉妹に係る利用申込み又は法第 3 0 条の 4 第 2 号若しくは第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分の認定の申請（法第 7 条第 1 0 項第 5 号の事業の提供を受ける場合に限る。）をする場合で、当該手続を利用申込みと同じ期間（第 2 条第 1 号から第 5 号までに掲げる利用申込みの期間をいう。）にしたとき（利用希望保護者の一方に加算する。）。	2
	⑤ 複数の兄弟姉妹に係る利用申込み又は法第 3 0 条の 4 第 2 号若しくは第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分の認定の申請（法第 7 条第 1 0 項第 5 号の事業の提供を受ける場合に限る。）をする場合で、当該手続を利用申込みと同じ期間（第 2 条第 1 号から第 5 号までに掲げる利用申込みの期間をいう。）にしたとき（利用希望保護者の一方に加算する。）。	3
	⑥ 香芝市内保育所等において保育士等として就労する場合	6
	⑦ 香芝市内保育所等において幼稚園臨時講師等として就労する場合	4
	⑧ 香芝市外保育所等において保育士等として就労する場合	2
	⑨ 別表第 1 の 1 2 の①から⑩まで以外に該当しながらも精神障害者保健福祉手帳（障害等級 1 級）、身体障害者手帳（身体障害者等級表による級別が 1 級又は 2 級）若しくは療育手帳（障害の程度が A）を所持している場合又はその他の場合における所得税法上の特別障害者に該当する場合	2
	⑩ 家庭的保育事業等による保育の利用をしている場合であって、香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 1 3 号）第 7 条第 1 項の連携施設に該当する保育所等へ利用申込みをしたとき（満 3 歳以上の児童の場合は除き、利用希望保護者の一方に加算する。）。	1
減算	① 提出書類に不備又は不足がある場合	－ 5
	② 別表第 1 の 8 又は 9 に該当し、かつ、通信制大学、高等学校等の学生である場合（予定を含む。）	－ 3
	③ 希望する保育所等の利用の承諾の保留が決定された際に、育児休業の延長も許容できる場合	－ 3 0

調整指数表の備考

- 1 加算項目③の加算の判定については、次のとおりとする。
- (1) 加算の対象となる兄弟姉妹は、次のとおりとする。
- イ 法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「2 号認定子ども」という。）
- ロ 法第 1 9 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「3 号認定子ども」という。）
- ハ 法第 3 0 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども（以下「新 2 号認定子ども」という。）
- ニ 法第 3 0 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども（以下「新 3 号認定子ども」という。）
- (2) 兄弟姉妹が在籍している保育所等は、利用希望の児童の希望施設と同じである必要はない。
- (3) 現在保育所等に在籍している兄弟姉妹が利用希望月の前月末までに退所する場合は、加算の対象としない。利用希望月から別の保育所等の利用申込みをしている場合も、同様とする。
- (4) 加算項目③は、加算項目④又は⑤と重複する場合がある。
- 2 加算項目④及び⑤の加算の判定については、次のとおりとする。
- (1) 加算の対象となる兄弟姉妹は、次のとおりとする。
- イ 2 号認定子ども
- ロ 3 号認定子ども
- ハ 新 2 号認定子ども
- ニ 新 3 号認定子ども
- (2) 兄弟姉妹が同時に申し込んだ保育所等については、利用希望の児童の希望施設と同じである必要はない。
- (3) 現在保育所等に在籍している兄弟姉妹が利用希望月の前月末までに退所し、別の保育所等の利用申込みをする場合は、加算の対象とする。
- (4) 現在認定こども園に在籍している 1 号認定子ども（法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。）の兄弟姉妹が利用希望月から 2 号認定子どもに変更する申込みを行っている場合は、加算の対象とする。
- (5) 加算項目④又は⑤は、加算項目③と重複する場合がある。
- 3 「香芝市内保育所等」は、香芝市内の保育所、認定こども園、幼稚園又は家庭的保育事業等とする。
- 4 「保育士等」は、保育士、保育教諭又は幼稚園教諭とする。
- 5 「幼稚園臨時講師等」は、幼稚園臨時講師、幼稚園非常勤講師、事務職員、調理員、用務員又は看護師とする。
- 6 「香芝市外保育所等」は、香芝市外の保育所、認定こども園、幼稚園又は家庭的保育事業等とする。

別表第 3（第 3 条関係）

順位	項目
1	保育料の滞納がない利用希望保護者である場合
2	保育所等の希望順位が高い児童の利用希望保護者である場合
3	障害を有する児童（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している場合に限る。）の利用希望保護者である場合
4	保護者の勤務先までの通勤時間を合算し、より時間が長い利用希望保護者である場合
5	別表第 1 の 1 に該当する利用希望保護者が多い場合
6	別表第 1 の 4 に該当する利用希望保護者が多い場合